

COCOAR 使用許諾特約

この「COCOAR 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のスターティアラボ ソフトウェア共通約款（以下、「本共通約款」といいます。）の特約として、本共通約款とともに、本ソフトウェア（第 1 条 (1)号にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的としています。

記

（本共通約款の URL: <https://www.startialab.co.jp/agreement/>）

以上

第 1 条（定義）

本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。

(1) 「本ソフトウェア」

スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで画像を読み込んだときに、読み込んだ現実の画像上にお申込者の設定したコンテンツを表示させる機能を有するクラウド型のソフトウェアであって、「COCOAR」の名称でスターティアラボ株式会社（以下「ラボ」といいます。）が提供するものをいいます。

(2) 「AR マーカー」

本ソフトウェアの画像認識ルーチンに認識させるための標識となる画像をいいます。

(3) 「AR コンテンツ」

本ソフトウェアにより AR マーカーと関連する情報として表示されるテキスト、画像、音楽又は動画等のコンテンツのことをいいます。

(4) 「AR アプリ」

本ソフトウェアに登録された AR マーカーと関連する AR コンテンツを表示させるための、スマートフォン及びタブレット端末向けのアプリをいいます。

(5) 「AR スタンプラリー」

AR アプリのユーザが AR コンテンツを閲覧してスタンプを獲得することにより、懸賞等に応募できる企画をいいます。

(6) 「応募情報」

AR アプリのユーザが AR スタンプラリーに応募する際に、本アプリの応募フォーム上に入力する情報をいいます。応募情報には、AR アプリのユーザの氏名、郵便番号、及び住所等の個人情報が含まれることがあります。

(7) 「本 AR アプリユーザ」

AR アプリのユーザのうち、お申込者の AR コンテンツを閲覧した者をいいます。

第 2 条（AR マーカーの画像認識精度）

1. お申込者は、特徴点が明確であり、且つ、既に本ソフトウェアに登録された他の AR マーカーと類似しない AR マーカーを使用するよう努めるものとします。
2. ラボは、お申込者の登録した AR マーカーが本ソフトウェアで、より正確に認識されるよう商業的に合理的な範囲で精度の向上に努めるものとしますが、お申込者の登録した AR マーカーの特徴点を完全に認識して完全に正確な結果を表示することまでを保証するものではありません。
3. お申込者は、AR マーカーが掲載された印刷物を発注するにあたり、試し刷りに印刷された AR マーカーを読み込むことにより当該 AR マーカーが正しく認識されて正確な結果が表示されるか確認するものとします。

第3条（免責）

1. 以下の各号に例示される事由等が原因で、本ソフトウェアが AR マーカーを認識せずに AR コンテンツが表示されない、読み込んだ AR マーカーを他の AR マーカーとして認識する又は本ソフトウェアの動作が遅くなる等の事象が生じる場合があります。
 - (1) 色相もしくは濃淡のコントラスト、又は画像内の境界線があいまいな AR マーカーを使用したとき。
 - (2) 前号の他、特徴点が少ないもしくは明確でない、サイズが小さい又は他の AR マーカーと特徴点が類似している AR マーカーを使用したとき。
 - (3) 破損している AR マーカーを使用したとき。
 - (4) 光を反射しやすい素材に印刷された AR マーカーを使用したとき。
 - (5) インターネットの通信環境又は電波状況が良好でないとき。
 - (6) ラボの指定外のモバイルデバイスを使用したとき。
 - (7) 暗い場所又は極端に明るい場所で AR マーカーの読み込みを行ったとき。
2. AR アプリのバージョンアップ前にアップロードされた AR コンテンツは、バージョンアップ後も閲覧可能となりますが、AR コンテンツの色相、濃淡、光源などのコントラストや見え方については、バージョンアップ前後で異なる場合があります。
3. AR アプリのユーザがスマートフォン又はタブレット端末の機種変更をした場合、変更後の端末に変更前のアカウントが引き継がれず、AR アプリ上に保存されたデータは消去されます。
4. 前三項に規定される事象のうち、いずれか一つ以上が生じた場合においても、ラボは免責されるものとし、本ソフトウェア、AR アプリ、AR コンテンツ及び AR マーカーの修補責任を負わないものとします。お申込者は、前三項に規定される事象の発生を理由として、ラボに対して、ライセンス料、月額費用等の減額、損害賠償請求等を行うことはできません。
5. AR アプリ、AR コンテンツ、AR マーカー又はスタンプラリーに関連して、お申込者と本 AR アプリユーザの間で生じた紛争は、お申込者が責任をもって解決するものとし、ラボは、ラボの故意又は重過失の場合を除き、責任を負わないものとします。

第4条（AR スタンプラリーに関する特約）

1. お申込者が、AR スタンプラリーの機能を利用することができる本ソフトウェアは下表

のとおりとします。

	スタンプラリーの機能
COCOAR Free	使用不可
COCOAR Light	オプション
COCOAR Suite	標準装備
COCOAR Enterprise	標準装備
COCOAR Standard	オプション
COCOAR Premium	標準装備
COCOAR Business	オプション
COCOAR Business Pro	標準装備
COCOAR Spot	標準装備
COCOAR(Cloud CIRCUS for Creative Entry)	標準装備
COCOAR(Cloud CIRCUS for Creative Light)	標準装備
COCOAR(Cloud CIRCUS for Creative Standard)	標準装備

2. お申込者が、プレゼントなどの特典を本 AR アプリユーザに提供する場合は、景品表示法などの関連する法令を遵守するものとします。
3. お申込者が、スタンプラリーの機能を使用する場合は、原則として、スタンプを本 AR アプリユーザに無償で付与するものとし、スタンプの対価を受領しないものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、お申込者が本 AR アプリユーザから対価を得てスタンプを付与する場合は、決済資金法が適用される可能性があることを確認します。お申込者は、決済資金法が適用される場合は、同法を遵守するものとします。

第5条（AR アプリのユーザの情報の取扱いについて）

1. お申込者は、本 AR アプリユーザの情報の取り扱いに関するプライバシーポリシー（以下「本プライバシーポリシー」といいます）を自社の WEB サイトに掲載するなどして公表するものとします。
2. お申込者は、本プライバシーポリシーにおいて、取得する本 AR アプリユーザ情報の内容及び当該情報の利用目的を可能な限り特定するものとします。
3. お申込者が、応募情報を取得するときは、本ソフトウェアに本プライバシーポリシーを登録することにより、あらかじめ AR アプリユーザ本人の同意を得られるよう設定するものとします。
4. お申込者は、法令等に定めがある場合を除き、本アプリユーザの情報を本人の同意なしに利用目的以外に利用することができないものとします。

第6条（本ソフトウェアの自社使用及び AR コンテンツの第三者提供）

1. 本ソフトウェアは、下表のとおり自社使用専用型、シングルコンテンツプロバイダー型又はマルチコンテンツプロバイダー型に分類されます。

	自社使用専用型	シングルコンテンツ プロバイダー型	マルチコンテンツ プロバイダー型
本ソフトウェア の種類	<ul style="list-style-type: none"> • COCOAR Free • COCOAR Standard • COCOAR Premium 	<ul style="list-style-type: none"> • COCOAR Light • COCOAR Suite • COCOAR Enterprise • COCOAR Spot 	<ul style="list-style-type: none"> • COCOAR Business • COCOAR Business Pro • COCOAR(Cloud CIRCUS for Creative Entry) • COCOAR(Cloud CIRCUS for Creative Light) • COCOAR(Cloud CIRCUS for Creative Standard)
自社使用※	可	条件付き可	可
AR コンテンツ の第三者提供※	不可	1社に限り可	何社でも可

※ 「自社使用」とは、お申込者が、自身の社内向けに又は自身のマーケティング活動のために本ソフトウェアを使用することをいいます。

※ 「AR 機能の第三者提供」とは、お申込者が、第三者のために AR コンテンツ及び AR マーカーを本ソフトウェアに登録する方法により、当該第三者に本ソフトウェアの機能を提供することをいいます。お申込者が、AR 機能の第三者提供を行う場合においても、本ソフトウェアの ID 及びパスワードは、お申込者自身で管理するものとし、第三者に譲渡又は貸与等を行うことはできません。

2. シングルコンテンツプロバイダー型のお申込者には、次の各号の規定が適用されます。
 - (1) お申込者は、本ソフトウェアの申込書に記載した 1 社に限り AR 機能の第三者提供を行うことができます。
 - (2) お申込者が、AR 機能の第三者提供を行ったときは、本ソフトウェアを自社使用することができません。
 - (3) お申込者が、AR 機能の提供先を変更するときは、事前にラボ所定の書面によりラボに申請を行い、ラボから承諾を得なければなりません。
3. マルチコンテンツプロバイダー型のお申込者は、AR 機能の第三者提供を、提供先の社数制限なく行うことができ、AR 機能の第三者提供を行った場合であっても、本ソフトウェアを自社使用することができます。
4. お申込者が AR 機能の第三者提供を行ったときは、第 5 条（AR アプリのユーザ情報の取扱いについて）に規定されるお申込者の義務と同等の義務を当該第三者に課すもの

とします。

第7条 (COCOAR Spot の使用許諾期間)

COCOAR Spot の使用許諾期間は、納品日より起算して2ヵ月間とし、使用許諾期間の延長はできないものとします。

2017年 5月 9日施行

2018年 11月 16日改訂

2018年 12月 28日改訂

2019年 11月 18日改訂

2020年 6月 25日改訂

2020年 9月 22日改訂

2020年 10月 7日改訂

2020年 10月 21日改訂

2020年 11月 25日改訂

2020年 12月 16日改訂

2021年 4月 5日改訂

スターティアラボ株式会社